

総合評価書

1. 評価対象施策

男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2. 担当部局

男女共同参画局

3. 政策評価時期

令和3年8月

4. 評価対象期間

平成28年度～令和2年度

5. 施策の概要

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。

6. 施策の目的

- (1) 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること。
- (2) 第4次男女共同参画基本計画（以下、「4次計画」という。）において、平成32年度までを目途とした「成果目標」を盛り込んでおり、この成果目標達成を目指して施策を推進。

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,119	1,079	1,005	1,501	3,259
執行額	758	774	766	1,213	—

8. 施策の実施状況

4次計画に基づき、関係省庁において行われている施策の主な実施状況は別添1のとおり。

9. 政策効果の把握

(1) 必要性

男女共同参画の取組が進まない場合、個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かせない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福が感じられないといった状況になりかねない。社会全体にとっても、個人が生きづらい社会や地域、さらに組織には良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーションが生まれにくくなることになりかねない。男女共同参画は、それ自体が我が国にとって最重要課題であるが、グローバル化が進む中で、世界的な人材獲得や投資をめぐる競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わることである。

(2) 効率性

政府では、平成 27 年 12 月に 4 次計画を策定し、4 次計画に基づき関係省庁と連携して取組を進めることにより、施策の効果を高めるよう努めた。

(3) 有効性

4 次計画に基づき取組を進めてきた結果、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇するなど、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。

10. 政策評価の結果

第 4 次男女共同参画基本計画に定められた数値目標の進捗状況は別添 2 のとおり。多くの数値目標が目標達成に向けて進捗したが、目標達成した項目は約 3 割であり、今後も継続的に施策を実施していく必要がある。

令和 2 年 12 月に閣議決定した第 5 次男女共同参画基本計画において、施策とあわせて成果目標についても所要の見直しを行った。

11. 学識経験を有する者の知見の活用

第 5 次男女共同参画基本計画策定のための専門調査会（令和元年 11 月から令和 2 年 11 月、計 8 回開催）において、4 次計画に掲げられた施策の実施状況や目標の達成度について検証・評価を行った。

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」

「男女間における暴力に関する調査」

「男女共同参画社会に関する世論調査」

内閣人事局「女性の国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」

総務省「労働力調査」、「社会生活基本調査」
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、「就労条件総合調査」
「雇用均等基本調査」
農林水産省「農業委員への女性の参画状況」
文部科学省「学校基本調査」「教育行政調査」
消防庁「消防防災・震災対策現況調査」 他

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方